

山形県教育委員会後援等名義使用承認取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県教育委員会（以下「教育委員会という。」が教育委員会以外のものを行う事業について後援し、若しくは協賛し、又は賞状等の交付を行う場合における「山形県教育委員会」又は「山形県教育委員会教育長」の名義使用の承認（以下「後援等名義使用の承認」という。）に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援又は協賛 事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について援助することをいう。
- (2) 賞状等の交付 コンクール又は競技会形式で行われる事業における上位の成績に対し、「山形県教育委員会」又は「山形県教育委員会教育長」の名義（当該名義の公印を含む。）を使用した賞状等を交付することをいう。

(承認の申請)

第3条 主催者は、後援等名義使用の承認を受けようとするときは、承認に係る事業の開始の日の30日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請の区分（後援、協賛又は賞状等の交付の別）
- (2) 主催者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 事業の名称
- (4) 事業の目的及び概要
- (5) 開催期日（期間）及び場所
- (6) 参加者、出品者及び出品物の範囲（資格）
- (7) 参加者数及び出品数（見込み又は直近の実績）
- (8) 参加料及び出品料
- (9) 入場者の範囲（資格）及び入場料
- (10) 賞状等の交付部門、交付点数、賞状等を受けることができる者の範囲（資格）、審査決定方法、授賞期日及び教育委員会以外の賞（賞状等の交付に係る承認を受けようとする場合に限る。）
- (11) 共催者及び他に後援、協賛又は推薦を受ける者（予定者を含む。）
- (12) 経費の負担方法
- (13) 災害発生に対する措置の状況

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 主催者が地方公共団体、学校等の教育機関及びこれらの連合体又は県が出資している法人以外のものである場合は、会則、規約、役員名簿等当該団体の概要を示す書類
- (2) 賞の審査規程及び審査員名簿（賞状等の交付に係る承認を受けようとする場合に限る。）
- (3) 事業計画書、開催要領等事業の目的及び内容を詳細に示す書類
- (4) 事業に係る収支予算書
- (5) その他参考になる書類（直近のパンフレット、受賞者名簿等実績を示すもの）

(承認)

第4条 教育委員会は、前条の申請書の提出を受けた場合において、その申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当せず、かつ、公益性が高いと認められるときは、これを承認することができる。

- (1) 営利を目的とし、又は利益をあげるもの

- (2) 政治的目的又は宗教的目的を有するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が支配し、若しくは関与し、又はそのおそれがあると認められるもの
- (4) 個人、その存在が明確でない団体又は十分な業務遂行能力が備わっていないと認められる団体が主催するもの
- (5) 対象地域及び参加の範囲が極めて限られているもの
- (6) 教育委員会の施策に反するもの
- (7) 公衆衛生や災害防止についての措置が講じられていないもの
- (8) 入場料、参加料等の徴収額が適当と認められないもの

2 教育委員会は、前項の承認をしたときは、次の事項を記載した通知書により、当該申請者に通知しなければならない。

- (1) 事業の名称
- (2) 承認の区分（後援、協賛又は賞状等の交付の別）及び期間
- (3) 賞状等の交付部門及び交付点数（賞状等の交付に係る承認をした場合に限る。）
- (4) 承認の条件及び取消事由

（承認の条件）

第5条 教育委員会は、前条第1項の承認をする場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 第3条第1項の申請書に記載した事項について変更しようとするとき、又は承認に係る事業を取りやめようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出ること。
- (2) 特に定めのある場合を除き、県費による経費負担は行わないものであること。
- (3) 賞状等の交付に係る承認をする場合は、次の事項

イ 承認に係る事業の終了後30日以内に、事業実施の概要を記載した概要を記載した事業報告書にパンフレット、受賞者名簿等実績を示す書類を添えて、教育委員会に提出すること。

2 教育委員会は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる。

（承認の取消事由）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

- (1) 承認に係る事業が、第4条第1項各号に該当するに至ったとき。
- (2) 承認を受けた者が、承認に付した条件に違反したとき。
- (3) その他後援し、若しくは協賛し、又は賞状等の交付を行うのにふさわしくない事態が生じたとき。

（主務課等）

第7条 承認に関する事務の主務課は、当該承認に係る事業の事務を分掌する課とする。なお、2以上の課が関係する場合は、関係課間で調整し決定する。

2 後援し、若しくは協賛し、又は賞状等の交付を行うことは、教育長の権限に属する事務の代決及び専決に関する規程（昭和32年10月教育長訓令第3号）別表第1教育次長専決事項の欄第2項に該当するので、教育次長限りで専決することができる。ただし、承認の決定の取消しに関するもののほか、重要事項及び異例又は疑義のある事項は、教育長の決裁を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に後援等名義使用の承認の申請を受理したもののから適用する。